

2023年度一般職試験（大卒程度試験）「行政北海道地域」

第2次試験受験者の皆様へ

人事院北海道事務局第二課任用係
 札幌市中央区大通西12丁目（〒060-0042）
 ☎ 011-241-1248

I 採用等に関する照会先

1 各機関等の採用担当部署

人事院北海道事務局のホームページに掲載していますので、確認してください。
 [<https://www.jinji.go.jp/hokaido/donai.html>]

採用予定機関一覧
 （北海道管内）

2 人事院北海道事務局第二課任用係

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
 電話 011-241-1248



II 提出書類

- 1 面接カード … 人物試験開始前に3部提出してください。
- 2 採用志望カード … 採用志望カードの記入例（最終ページ）を参照し必要事項を記入のうえ、人物試験終了後に提出してください。
- 3 住民票記載事項証明書 … 人物試験終了後に提出してください。
 なお、2002年（平成14年）4月2日以降に生まれた方は、併せて受験申込時に入力した学校が発行した卒業証明書又は卒業見込証明書を提出してください。

III 官庁訪問・個別業務説明会

1 官庁訪問〔7月7日（金）午前9時から開始〕

※ 予約は7月5日（水）午前9時から開始

各機関のホームページにて、官庁訪問の日時、場所、参加方法及び予約受付等について確認してください。

官庁訪問の詳細は、「国家公務員試験 採用情報 NAVI」を参照してください。
 [https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.html]

採用情報 NAVI



2 個別業務説明会

各機関は、第1次試験合格者等を対象とした個別業務説明会を実施しています。開催情報は各機関のホームページ及び人事院北海道事務局ホームページに掲載していますので、参照のうえ、積極的に参加してください。

[https://www.jinji.go.jp/hokaido/R5_kosetsu.html]

個別業務説明会



IV 最終合格から採用までの手続き

1 最終合格者の発表〔8月15日（火）午前9時〕

インターネット合格発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>〕

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>〕

合格発表



2 整理番号（受験番号とは異なります。）

整理番号とは、最終合格者に対して人事院から送付する合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります。）。最終合格者発表日以降、人事院及び各機関への照会や連絡、意向届の提出等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

パーソナルレコード



3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。
- (2) 各機関は、名簿に記載された者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び提出された採用志望カードに基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報保護に十分留意した上で、各機関に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。
- (5) 各機関では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

4 各機関との採用内定のルール《厳守事項》

- ① 採用内定を受けることができる機関は1つのみです。
- ② 採用内定後には、他の機関の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、すでに採用内定していることを伝えてください。
- ③ 採用内定した場合には、「V 最終合格した場合の提出資料」の記載内容を参照の上、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
- ④ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を応諾する場合には、その後に辞退することがないように慎重に判断してください。

5 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格発表の日から5年間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各機関から内定を受け、実際に採用された場合は、名簿から削除されます。なお、進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。

2025年度以降に採用を希望する方は、採用を希望する年度の前年度の第1次試験日頃に、人事院ホームページ等で、当該年度の官庁訪問ルール及び官庁合同業務説明会の案内を確認してください。

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

V 最終合格した場合の提出資料

意向届
オンラインシステム

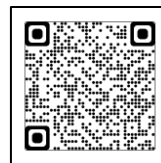
最終合格者の発表後、次表の事由に該当した場合は、オンラインで「意向届」を必ず提出してください。

【意向届オンラインシステム】 [<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>]

【意向届に関する Q&A】

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html]

※ 「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。



意向届 Q&A



事由	提出時期
1 今後の採用を希望する場合	第1回 2023年(令和5年)8月31日(必着) 第2回以降 10月、1月、3月、4月、7月の各月25日～末日まで ※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。意向届の提出がない場合、採用希望者として各機関へ紹介することができません。 ※採用時期の延期を希望したが、延期先の年度で採用が得られず引き続き官庁訪問を行う方も、各月ごとに提出となります。
2 この試験からの採用が決定(又は内定)した場合	事由が確定後、直ちに提出してください。 以後は、提出の必要はありません。
3 今後の採用を希望しない場合	① 一般職大卒から採用(内定・内々定)が決定した場合、採用機関名も回答 ② 一般職大卒以外で就職先が決定した場合、その理由を回答(民間企業への採用決定等) ※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、事由1に従い、再度意向届を提出してください。
4 採用希望時期を変更する場合	第2次試験(人物試験)で提出した「採用志望カード」で選択した採用希望時期から変更がある場合には、直ちに必要事項(延期理由等)を入力し提出してください。 ※ 採用志望カードで選択した採用希望時期から変更がない場合は、当該年度の官庁訪問時期が過ぎるまで、提出の必要はありません。

※ 郵便(封書)による提出

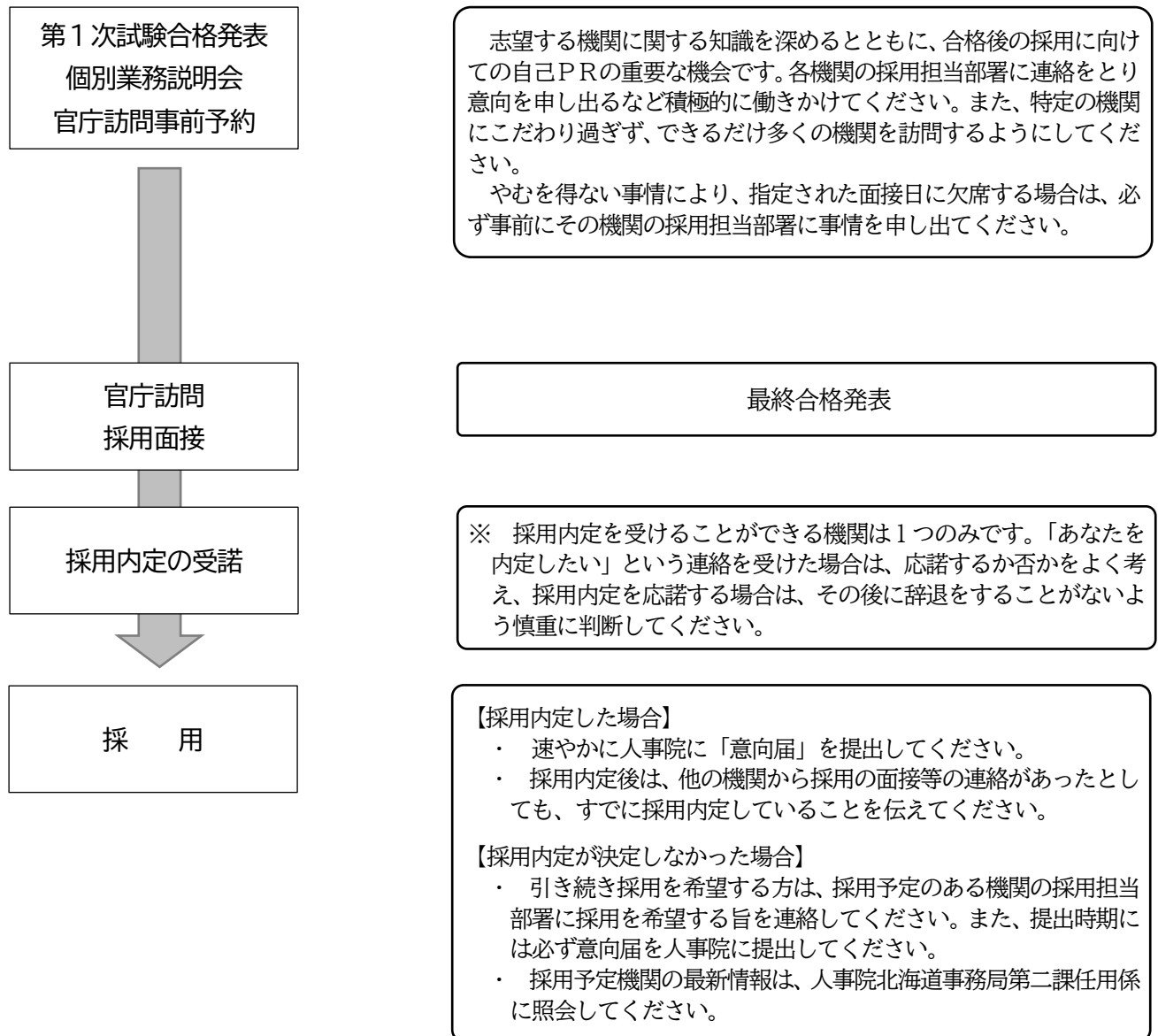
オンラインで提出できない事情がある場合、郵便(封書)による提出も可能です。詳しくは人事院北海道事務局第二課任用係までお問い合わせください。

[提出先：〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 人事院北海道事務局第二課任用係]

郵便(封書)により意向届を提出する場合は、切手代を負担していただくこととなります。

VI 採用までの流れ

大切な事項ですので、必ずお読みください。



【よくある質問】

Q：一般職試験（大卒程度試験）に合格しても、採用されないことはありますか？

A：最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は各機関の採用予定数が減少する場合も考えられます。官庁訪問を行うなど、自分から積極的に各機関の採用担当部署へ連絡をとってください。

Q：各機関からの採用面接の連絡が来ません。

A：採用を希望する場合は、決められた方法で意向届を必ず提出してください。また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障をきたす場合があります。何よりも大事なことは、各機関からの連絡を待っているだけでなく、採用を希望する機関に官庁訪問して積極的に自己PRをすることです。

Q：採用面接を受けたい旨の連絡をしましたが「採用面接は終了しました」と言われました。

A：採用面接が終了している場合でも、今後欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能性もあります。「採用面接を実施するには、是非、面接を受けさせていただきたい」と、採用を希望する機関に伝えておくことも1つの方法です。

2023年度 採用志望カード

第2次試験受験者用

日付(=提出日)

※日付は、提出日としてください。令和 5 年 7 月 12 日現在

整理番号	席次	得点
※	※	※

1 試験の種類 一般職(大卒)	5 氏名 (フリガナ) ジンジン タロウ (氏名) 人事院 太郎		
2 試験の区分 5 1	3 第1次試験地 1 1 1	4 受験番号 10001	6 生年月日 平成 13 年 7 月 20 日生
7 連絡先(受験申込時に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した申込内容変更届に記入した連絡先) 0 6 0 - 0 0 4 2 札幌市中央区大通西12-1-2 (電話 011 - 241 - 1248)			

印字内容が正しいか確認(1試験の種類~7連絡先)
※ブランクに手書きする場合、受験申込時の連絡先又は第1次試験で提出した申込内容変更届の連絡先を記入

記入欄

8 採用希望年度 (採用を希望する年度を選択してください。内定を希望する年度ではありません。) <input type="checkbox"/> ① 今年度内 (合格後から翌年3月31日まで) <input checked="" type="checkbox"/> ② 2024年度 (令和 6年度) <input type="checkbox"/> ③ 2025年度 (令和 7年度) <input type="checkbox"/> ④ 2026年度 (令和 8年度)	意向等の確認に関する連絡に使用するため、合格後も連絡が取れるメールアドレスを記入してください。なお、受験申込時に登録したメールアドレスと異なるメールアドレスではできません。 ()	10 本府省への採用希望 (行政関東甲信越) <input type="checkbox"/> ① 志望する <input type="checkbox"/> ② 志望しない
---	---	--

採用希望時期について、いずれかの口に☑を記入。
※「①今年度内」とは、2024年4月より前の随時の時期(例えば10月や1月)から採用を希望する場合

丁寧に分かりやすく記入。
※特に、「1(イチ)」「I(アイ)」「l(エル)」等の誤りやすい英数字に注意。

(記入上の注意)

- 記入は、第2次試験当日に配布される「第2次試験申込書」に記入してください。
- ※印の欄は記入しないでください。
- 第2次試験当日に提出する際に、記入誤り、記入漏れ、記載内容は採用を予定している府省等(特別職を除く)を志望している場合のみ記入してください。
- 記載内容は採用を予定している府省等(特別職を除く)を志望している場合のみ記入してください。

北海道内での採用と併せて、本府省への採用も志望している場合は①に☑、本府省採用を希望しない場合は②に☑を記入。

【訂正記入欄】上記「5氏名」及び「7連絡先」と異なる場合のみ記入してください。

(変更した部分のみ記入(住所変更のみであれば、変更後の住所のみ記入し、氏名及び電話番号は記入不要))

11 氏名 (フリガナ) 〇〇 タロウ (氏名) 〇〇 太郎	<h2>修正部分のみ記入</h2> <p>※「5氏名」及び「7連絡先」に印字されている(又は記入した)内容と異なる事項がある場合、変更のある部分のみ記入する。 ※住所欄については、都道府県を省略し、「丁目」や「番地」はハイフンとして、左の記入例を参考に記入。</p>
13 連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市中央区大通西〇-〇-〇 (電話 011 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)	

採用志望カードの記入・確認について

採用志望カードは採用に関する事務に使用するものです。記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。採用志望カードに記載した内容は、最終合格時において採用を予定している機関(特別職を含む。)に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。

【採用志望カードの項目番号ごとの注意事項】

2 試験の区分

3 第1次試験地

印刷されている内容を下記のコード表により確認してください(採用志望カードを持参していない場合は、試験の区分及び第1次試験地を記入し、下記のコード表に従ってコード番号を記入してください。)

試験の区分	コード	第一次試験地	コード	第一次試験地	コード	第一次試験地	コード
行政北海道	51						
札幌市	111	新潟市	371	神戸市	541	松山市	731
盛岡市	221	長野市	381	松江市	621	福岡市	811
仙台市	231	静岡市	421	岡山市	631	北九州市	812
秋田市	241	名古屋市	431	広島市	641	熊本市	841
さいたま市	331	金沢市	461	山口市	652	鹿児島市	871
習志野市	342	京都市	521	高松市	721	那覇市	911
東京都	351	大阪市	532				